(ロ) 高齢者等居住改修工事等の場合

居住年	改修工事限度額	控除率
平成二五年一月～平成二六年三月	一五〇万円	一〇％
平成二六年四月～平成二九年一二月	二〇〇万円	一〇％

(ハ) 特定の改修工事をして平成二六年四月から平成二九年一二月までの間に居住の用に供した場合であって、当該特定の改修工事に係る費用の額に含まれる消費税額等のうちに新消費税額等相当額が含まれている場合以外の場合には、右記(イ)又は(ロ)にかかわらず、一般断熱改修工事等については、改修工事限度額二〇〇万円（太陽光発電設備の設置工事を行う場合は三〇〇万円）、控除率一〇パーセントとし、高齢者等居住改修工事等については、改修工事限度額一五〇万円、控除率一〇パーセントとする。

ロ　税額控除額の計算方法について、特定の改修工事に係る標準的な費用の額（補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額。(ロ)において同じ。）の一〇パーセントに相当する金額に改組した上で、次の見直しを行う。

(イ) 標準的な費用の額の対象となる一般断熱改修工事等の対象に、エネルギーの使用の合理化に資する改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす一定の設備の取替え又は取付けに係る工事を加える。

(ロ) 適用対象となる特定の改修工事に係る標準的な費用の額が五〇万円を超える改修工事とする。

ハ　高齢者等居住改修工事等を行った特定居住者が、その年の前年以前三年内に行った高齢者等居住改修工事等について本税額控除の適用を受けている場合には、その年において本税額控除は適用しない。

ニ　一般断熱改修工事等及び高齢者等居住改修工事等の両方の工事をして同一年中に居住の用に供した場合の税額控除限度額（二〇万円（太陽光発電設備の設置工事を行う場合は三〇万円）は廃止する。

(5) 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限を平成二九年一二月三一日まで四年延長するとともに、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の一九の四関係）

イ　認定住宅の新築等をして平成二六年から平成二九年までの間に居住の用に供した場合の認定住宅の範囲、認定住宅について講じられた構造又は設備に係る標準的な費用に係る限度額（認定住宅限度額）及び控除率を次のとおりとする。

居住年	認定住宅	認定住宅限度額	控除率
平成二六年一月～三月	認定長期優良住宅	五〇〇万円	一〇％
平成二六年四月～平成二九年一二月	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	六五〇万円	一〇％

ロ　認定住宅（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅）の新築等をして平成二六年四月から平成二九年一二月までの間に居住の用に供した場合であって、当該認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等のうちに新消費税額等相当額が含まれている場合以外の場合には、右記イにかかわらず、認定住宅限度額五〇〇万円、控除率一〇パーセントとする。

(三) その他

(1) 相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例の適用対象者の範囲に、相続税法等において相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる個人を加えることとした。（租税特別措置法第九条の七関係）

(2) 社会保険診療報酬の所得計算の特例について、適用対象者からその年の医業及び歯科医業に係る収入金額が七、〇〇〇万円を超える者を除外することとした。（租税特別措置法第二六条、第六七条及び第六八条の九関係）

(3) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の対象から除外される保留地に係る土地等の範囲に、都市の低炭素化の促進に関する法律による保留地が定められた場合のその保留地の対価に対応する土地等を加えることとした。（租税特別措置法第三三条の三、第六五条及び第六八条の七二関係）

(4) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の一、五〇〇万円特別控除の適用対象から、中心市街地活性化法等による土地区画整理事業が施行された場合において、換地処分により中心市街地活性化法等の保留地に対応する部分の土地等の譲渡が行われた場合を除外することとした。（租税特別措置法第三四条の二、第六五条の四及び第六八条の七五関係）

(5) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例は、適用期限の到来をもって廃止することとした。（旧租税特別措置法第三七条の九の二、第六五条の一三、第六五条の一四、第六八条の八四及び第六八条の八五関係）

(6) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、特例の適用を受けた財産等を有する公益法人等（幼稚園又は保育所等を設置する者に限る。）が、当該財産等（幼稚園又は保育所等の事業の用に直接供しているものに限る。）を他の公益法人等（幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者に限る。）に贈与をしようとする場合に、当該贈与に関する届出書を国税庁長官に提出したときは、当該他の公益法人等を特例の適用を受けた財産等を有する公益法人等とみなすこととした。（租税特別措置法第四〇条関係）

(7) 中小企業者に該当する内国法人の取締役等である個人でその内国法人の債務の保証人であるものが、その個人が有する資産（有価証券を除く。）でその資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が現にその内国法人の事業の用に供されているものを、その内国法人について策定された債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他一定の要件を満たすもの（以下「債務処理計画」という。）に基づき、平成二五年四月一日から平成二八年三月三一日までの間にその内国法人に贈与した場合には、次に掲げる要件を満たしているときに限り、一定の手続の下でその贈与によるみなし譲渡課税を適用しないこととした。（租税特別措置法第四〇条の三の二関係）

イ　その個人が、債務処理計画に基づき、その内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。

ロ　その債務処理計画に基づいて行われたその内国法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、その個人がその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その債務処理計画において見込まれていること。

ハ　その内国法人が、その資産の贈与を受けた後に、その資産をその事業の用に供することがその債務処理計画において定められていること。

(8) 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除制度は、適用期限の到来をもって廃止することとした。（旧租税特別措置法第四一条の一九の五関係）